

令和7年度 事業計画書

令和7年度 事業計画書

(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)

当協会は、法面保護の社会的使命を深く認識し、あらゆる法面保護の工法を探求し、その普及を図ることにより国土の保全に寄与し、国民の生命・財産を自然災害から守るという使命を目的とし社会に貢献してきた。

令和7年度においても、一層の社会貢献を果たすことを目的に、従来から実施している公益的活動を本部と支部が一体となり積極的に推進することとする。

1. 法面保護工法に関する技術者及び技能者の養成等

(1) のり面施工管理技術者資格試験及びのり面ノズルマン技能認定試験

令和6年度は、のり面施工管理技術者資格試験を予定どおり実施した。のり面ノズルマン技能認定試験は近年の受験者数の実績を勘案し、隔年実施となったことから令和6年度は実施していない。

令和7年度は、のり面施工管理技術者資格試験を昨年同様、8月に全国5都市で実施するとともに、のり面ノズルマン技能認定試験を2年ぶりに4月に2都市で実施するものとする。

なお、資格の取得後5年を経過した者の更新手続きは、両資格とも引き続き毎年実施していく。

(2) のり面施工管理技術者講習会及びのり面施工管理技術者資格更新特別講習会並びにのり面ノズルマン技能講習会

のり面施工管理技術者等の養成のため、のり面施工管理技術者講習会及びのり面施工管理技術者資格取得後5年を経過した者に対する継続教育として、のり面施工管理技術者資格更新特別講習会を実施する。両講習会については、公認のCPDSに登録する。

のり面施工管理技術者講習会は、昨年同様、5月に全国5都市で実施する。

また、のり面施工管理技術者資格更新特別講習会は、従来、全国数ヵ所で行われていたが、令和6年度は、特定の日に関各受講者が自前のPCで受講することができるリモート更新講習に切り替えた。令和7年度は受講者が都合に合わせて一定の期間内に受講が可能となるeラーニング方式を採用し、受講者の利便性向上を図ることとする。

のり面ノズルマン技能講習会については、技能認定試験同様、隔年実施とな

り、令和6年度は実施していないことから令和7年度は2年ぶりに4月に2都市で実施する。

(3) 登録道路等法面保護基幹技能者講習会

法面保護工に携わる技能者の能力向上を図るため、登録基幹技能者講習の実施に向けた準備を進め、令和7年度当初に国土交通省から同講習実施機関として承認されたところである。

今後は各年度1回、2日間にわたり講習会を実施することとし、令和7年度においては、6月に2都市で実施する。

また、国土交通省に対してキャリアアップシステムに係る能力評価基準の承認申請を行い、法面保護工に携わる技能者の能力評価を実施することとする。

(4) その他の講習会、講演会等

各地方支部において、法面保護工法に関する研修会、講習会を実施するとともに、安全パトロール等を通じた現場の安全に関する研修会、講習会を実施する。

2. 法面保護工の専門技術に関する指導・助言

発注機関、会員企業、その他の団体等からの法面保護工に関する技術的な相談に対応することとする。

また、外部団体が企画・実施する講習会等へ講師の派遣を行う。

3. 法面保護工の技術向上、普及のための調査研究

法面保護工法に関する調査研究

本部及び地方支部の委員会による調査研究を行うほか、必要に応じて刊行物の改訂版を発行する。

4. 法面保護工の普及のための啓蒙事業

法面保護工法の普及・啓蒙のため、年2回、機関誌「のり面と環境」を発行するほか、発注者に対してのり面施工管理技術者等の資格活用等法面保護工事に関する要望活動を実施する。

5. 法面保護工に関する調査の実施

法面保護工事の施工実態調査及び労働災害調査を継続して実施する。

6. 関係機関への協力等

イベント等関係機関の行う行事等に協力する。

7. その他

特定技能外国人の受け入れを行っている会員企業に対し、(一社)建設技能人材機構(JAC)への受入負担金納入手続きを引き続き当協会が仲介する。